1 手数料に関する規則(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新

(DVP 決済手数料)

第4条 (略)

2 前項の DVP 決済手数料は、当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書 第40条第2項の規定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清算対象取引(次の各号に掲げる DVP 振替請求 が行われたものに限る。)の件数に13円を乗じて得た金額とする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(削る)

(担保指定証券(相手先指定)決済手数料)

第5条の3 (略)

- 2 前項の担保指定証券(相手先指定)決済手数料(機構取扱有価証券) は、当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書第40条第2項の規定に より清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清 算対象取引(担保指定証券(相手先指定・株式等)振替請求が行われた ものに限る。)の件数に13円を乗じて得た金額とする。
- 3 第1項の担保指定証券(相手先指定)決済手数料(国債証券)は、次 の各号に定める金額の合計額とする。
  - (1) 当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書第40条第2項の規 定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における

(DVP 決済手数料)

第4条 (略)

- 2 前項の DVP 決済手数料は、当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書 第40条第2項の規定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清算対象取引(次の各号に掲げる DVP 振替請求 が行われたものに限る。)の件数に<u>17円</u>を乗じて得た金額とする。
  - $(1) \sim (4)$  (略)
- 3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該 取締役会の決議の日の属する事業年度中の当社が定める期間について、 納入済みの DVP 決済手数料の精算をすることができる。

(担保指定証券(相手先指定)決済手数料)

第5条の3 (略)

- 2 前項の担保指定証券(相手先指定)決済手数料(機構取扱有価証券) は、当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書第40条第2項の規定に より清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清 算対象取引(担保指定証券(相手先指定・株式等)振替請求が行われた ものに限る。)の件数に17円を乗じて得た金額とする。
- 3 第1項の担保指定証券(相手先指定)決済手数料(国債証券)は、次の各号に定める金額の合計額とする。
  - (1) 当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書第40条第2項の規 定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における

当該清算対象取引(担保指定証券(相手先指定・国債)振替請求が行われたものに限る。)の件数に<u>13円</u>を乗じて得た金額

(2) (略)

当該清算対象取引(担保指定証券(相手先指定・国債)振替請求が行われたものに限る。)の件数に<u>17円</u>を乗じて得た金額

(2) (略)

(手数料の納入時期等)

第13条 (略)

(削る)

(手数料の納入時期等)

第13条 (略)

2 第4条第3項の規定を適用した場合における納入済みの DVP 決済手数料の精算に関し必要な事項は、当社がその都度定める。

## 2 附 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

以 上